

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

1 移住支援金の交付に関して必要な要件を満たしているかどうか等を確認するため、伊丹市が住民基本台帳による居住確認を行うことに同意します。

また、市から直接、所属先の企業等に就業確認を行うことに同意します。

2 関係人口の要件で申請される場合は、本市へのふるさと納税の実施状況確認を行うことに同意します。

3 以下の場合には、ひょうごで働こう！UJI ターン広報・就職促進事業における伊丹市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

(1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

(2) 移住支援金の申請日から 3 年未満に伊丹市以外の市区町村に転出した場合：全額

(3) 就業の場合であって、移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

(4) 兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領に基づく起業支援事業の交付決定を取り消された場合：全額

(5) 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に伊丹市以外の市区町村に転出した場合：半額

(6) 移住者及び当該移住者と同一の世帯に属する者が、伊丹市暴力団排除条例（平成 24 年伊丹市条例第 4 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員であった場合：全額

ただし、2（2）及び（5）について、移住支援金を受給した県内市町から県内の他の事業実施市町へ転出した場合は、返還すべき額の 4 分の 3 について返還を求めないものとする。